

第143回 定時株主総会招集ご通知

平成29年1月1日～平成29年12月31日

開催日時

平成30年3月29日（木曜日）午前10時
（午前9時に開場いたします。）

開催場所

東京都品川区東大井五丁目18番1号
品川区立総合区民会館（きゅりあん）
7階イベントホール

目次

■第143回定時株主総会招集ご通知	1
■事業報告	4
■連結計算書類	31
■計算書類	34
■監査報告書	37
■株主総会参考書類	41
第1号議案 剰余金処分の件	41
第2号議案 取締役12名選任の件	42
第3号議案 監査役2名選任の件	47
第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件	50

証券コード 7976
平成30年3月7日

株 主 各 位

東京都品川区大井一丁目28番1号
三菱鉛筆株式会社
代表取締役社長 数 原 英 一 郎

第143回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第143回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年3月28日（水曜日）午後5時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月29日（木曜日）午前10時（開場 午前9時）
2. 場 所 東京都品川区東大井五丁目18番1号
品川区立総合区民会館（さゆりあん）7階イベントホール
（本冊子末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第143期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第143期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役12名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以 上

○本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、以下のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載いたしておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載しております連結注記表及び個別注記表も含まれております。

【当社ウェブサイト】<https://www.mpuni.co.jp/ir/index.html>

○事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

- ・資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願いいたします。
- ・代理人によるご出席の場合は、本総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。

開催日時 平成30年3月29日（木曜日） 午前10時（開場 午前9時）

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 平成30年3月28日（水曜日） 午後5時10分到着分まで

インターネットによる議決権行使



「インターネットによる議決権行使のご案内」（3ページ）をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 平成30年3月28日（水曜日） 午後5時10分まで

【複数回行使された場合の議決権の取り扱い】

書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワードをご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

当社の指定する議決権行使サイト <https://www.web54.net>

ウェブ行使



バーコード読み取り機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

※議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は株主様のご負担となります。
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合があります。

議決権行使期限：平成 30 年 3 月 28 日（水曜日）午後 5 時 10 分まで

STEP 1 議決権行使サイトへアクセス

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

●本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の案内内容をよくお読みいただき、ご了承いただける方は「次へすすむ」ボタンをクリックしてください。

①

次へすすむ

閉じる

<その他の案内>

- 招集ご通知等の電子配信ご利用のお届出の確定手続きはこちらをクリックしてください。
- 招集ご通知の電子配信を行っている状態をご所有の方で、すでに登録したいというメールアドレスなどの変更・電子配信の中止を希望される方は、こちらをクリックしてください。
- 住所変更や単元未満株式の買取り請求などの届出送信のご依頼はこちらをクリックしてください。

① 「次へすすむ」をクリック

STEP 2 ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙右片に記載しております。（電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております）

②

議決権行使コード:

③

ログイン

閉じる

② お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力

③ 「ログイン」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善に支えられ個人消費が緩やかに回復したことに加え、企業の収益力向上に伴う業績拡大への期待感から、日経平均株価が年末終値として26年ぶりの高値水準を記録するに至りましたが、人手不足への懸念などを背景に企業の経済成長への期待値は弱含みの状況が続いております。一方、世界の景気動向が回復基調に向かうなか、欧米では雇用や所得の改善に伴い個人消費が堅調に推移したものの、減速傾向にある中国経済や、解決の糸口の見えない中東及び北朝鮮情勢を始めとする地政学リスクを含んでおり、先行きへの不透明感は払拭できない状況で推移いたしました。

当社グループが属しております筆記具業界におきましては、主要メーカー各社の積極的な製品投入の勢いがひと段落する一方で、お客様の商品選択の目は厳しさを増しております。また、インターネットを通じた流通の拡大によって、お客様の消費環境は変化するとともに、商品購入の手段も店頭で実際に手に取ってもらう方法から移り変わりつつあり、柔軟な対応力やスピード感をもって開発や販売活動に取り組み続けなければ競争に取り残されかねない厳しい市場環境が続いております。

このような経営環境の中、当社グループは「最高の品質こそ最大のサービス」という社是のもと、『なめらかボールペン』市場を牽引する油性ボールペン「ジェットストリーム」シリーズ、世界的な注目を集める日本発の新素材「セルロースナノファイバー」をインクに採用することで『速書きでもかすれない、なめらかな書き心地』を実現したゲルインクボールペン「ユニボール シグノ 307」、綺麗な文字が書けることで学生からの圧倒的サポートを得ているシャープペンシル「クルトガ」シリーズ、消しゴムで綺麗に消せるカラーシャープ替芯「ユニ ナノダイヤ カラー」とそれを搭載したカラー芯用のシャープペンシル「uni Color (ユニカラー)」など、お客様が潜在的に抱えるニーズを具現化することで、

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

喜びや驚きを提供できるような高品質で付加価値の高い商品の開発に取り組み、新たな筆記カテゴリーの一翼を担う商品の拡充に努めてまいりました。

これらの活動の結果、当連結会計年度における売上高は672億47百万円（前期比3.9%増）、営業利益は118億49百万円（前期比20.1%増）、経常利益は123億8百万円（前期比23.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は83億46百万円（前期比34.8%増）となりました。

セグメント別の業績を概観いたしますと、筆記具及び筆記具周辺商品事業におきましては、主力商品である「ジェットストリーム」や綺麗な文字が書けるシャープ「アドバンス」など新製品の発売により販売は堅調に推移し、外部顧客への売上高は646億96百万円（前期比4.1%増）となりました。一方、粘着テープ事業、手工芸品事業といったその他の事業におきましては、事業を取り巻く市場環境は依然として厳しく、外部顧客への売上高は25億50百万円（前期比0.5%減）となりました。

なお、上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資の総額は71億11百万円でした。このうち、筆記具及び筆記具周辺商品事業に係る設備投資は70億69百万円であり、同事業の主な設備投資の内容は、新社屋建設及び群馬工場の一部施設改築のほか、ボールペン製造用設備及び金型並びに研究用設備であります。

その他の事業に関する設備投資につきましては、重要なものはございません。

(3) 資金調達の状況

当社は新社屋建設のため、シンジケートローンによる総額67億20百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは明治20年（1887年）の創業以来、「最高の品質こそ最大のサービス」の社是のもと、お客様にご満足いただける商品をご提案し続けるため、品質向上と技術革新に努めてまいりました。高品質で高付加価値な商品をお客様にお届けすることは、この社是を具現化するための施策のひとつであるとともに大切な理念です。

当社グループを取り巻く筆記具の市場環境につきましては、国内及び欧米諸国は既に成熟した市場とされる一方、アジアを始めとする新興諸国では経済発展に伴う中間所得層の増加を背景に、高品質かつ高機能な筆記具への需要がますます高まってまいりました。またインターネットはこれまでの流通を変え、お客様の消費環境や商品選択のあり方は大きな転換点を迎えてつつあります。さらに、デジタル技術がこれまでにないスピードで進化し、人工知能の実用化が普及するなかで、自分の思考や想いを自らの手を動かすことで表現する筆記具の新たな魅力を模索し創りあげる時期にさしかかってまいりました。

こうした経営環境の中で、当社グループが今後更なる発展を遂げるためには、お客様から選ばれる『もの』づくりを通じて、売上と利益を伴う量的拡大を実現することが不可欠であると考えております。さらに、従来の価値観や考え方にとらわれることなく、効率的かつ効果的な仕組みを追求し続ける社内風土を醸成することで、流通の変化を始めとする新たな技術やビジネスモデルに迅速かつ柔軟に対応することに加え、生産性の向上を踏まえた新たな付加価値の創造に挑戦し続けることが重要であると考えております。

当社グループは、筆記具事業で培った技術を用いて、アイライナーや白髪隠しを中心に多くの実績を積んできた化粧品事業や、カーボン製造技術及びインク分散技術を筆記具以外の用途と組み合わせた新規事業にも積極的に取り組んでまいりました。当社グループの企業価値は、筆記具事業において独自の技術力を磨くとともに、それを土台として非筆記具事業を育成し、新たな事業ドメインをも模索することにより更に向上するものと考えております。その上で、当社グループに関係される多くのステークホルダーの方々との間で信頼関係を築き、成長させることが当社グループの使命であると考えております。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 直前三連結会計年度の企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第140期 (平成26年12月期)	第141期 (平成27年12月期)	第142期 (平成28年12月期)	第143期 (当連結会計年度) (平成29年12月期)
売 上 高 (百万円)	60,349	63,712	64,716	67,247
営 業 利 益 (百万円)	10,302	11,852	9,865	11,849
経 常 利 益 (百万円)	11,205	12,319	9,953	12,308
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	7,157	7,427	6,190	8,346
1株当たり当期純利益 (円)	123.81	129.01	107.48	144.73
総 資 産 (百万円)	91,524	100,368	105,102	122,195
純 資 産 (百万円)	68,651	75,598	79,737	89,700
1株当たり純資産額 (円)	1,170.94	1,290.39	1,356.83	1,531.66

(注)当社は、平成29年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第140期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

② 直前三事業年度の当社の財産及び損益の状況

区 分	第140期 (平成26年12月期)	第141期 (平成27年12月期)	第142期 (平成28年12月期)	第143期 (当事業年度) (平成29年12月期)
売 上 高 (百万円)	47,323	51,476	51,169	52,358
営 業 利 益 (百万円)	6,774	8,149	6,098	7,569
経 常 利 益 (百万円)	8,231	9,641	7,112	9,235
当 期 純 利 益 (百万円)	5,354	6,280	5,115	6,713
1株当たり当期純利益 (円)	89.01	104.82	85.37	112.04
総 資 産 (百万円)	70,836	78,043	81,821	96,285
純 資 産 (百万円)	50,913	57,028	60,601	68,164
1株当たり純資産額 (円)	849.70	951.78	1,011.44	1,137.70

(注)当社は、平成29年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第140期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
山形三菱鉛筆精工株式会社	20百万円	100.0%	当社仕様製品の製造
三菱鉛筆東京販売株式会社	18	94.5 (31.9)	当社製品の卸売販売
三菱鉛筆関西販売株式会社	15	100.0 (50.0)	当社製品の卸売販売
ユニ工業株式会社	50	100.0	粘着テープの製造販売
MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD.	3,575千米ドル	100.0	当社仕様製品の製造

(注) () 内は間接所有の割合で内数です。

(7) 主要な事業内容 (平成29年12月31日現在)

- ① 筆記具及び筆記具周辺商品事業部門
鉛筆、シャープペンシル、シャープ替芯、油性ボールペン、水性ボールペン、ゲルインクボールペン、サインペン等の筆記具並びにOA用品、シャープナー、筆入、消しゴム、修正用品及び化粧品等の筆記具周辺商品の製造及び販売を行っております。
- ② その他の事業部門
粘着テープ、手工芸品の製造及び販売を行っております。

(8) 主要な事業所及び工場 (平成29年12月31日現在)

- ① 当社の主要な事業所及び工場

本社	東京都品川区
横浜事業所	神奈川県横浜市
群馬工場	群馬県藤岡市
山形工場	山形県東置賜郡川西町

② 主要な子会社の事業所

山形三菱鉛筆精工株式会社	山形県東置賜郡川西町
三菱鉛筆東京販売株式会社	東京都品川区
三菱鉛筆関西販売株式会社	大阪府大阪市
ユニ工業株式会社	栃木県下都賀郡壬生町
MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム ハノイ

(9) 使用人の状況 (平成29年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
筆記具及び筆記具周辺商品事業部門	3,272 (365) 名	66名減 (20名減)
その他の事業部門	89 (151) 名	増減なし (3名減)
合計	3,361 (516) 名	66名減 (23名減)

(注)使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に当連結会計年度中に雇用した人員数の平均を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
572 (178) 名	9名増 (10名減)	41.4歳	18.3年

(注)使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に当事業年度中に雇用した人員数の平均を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (平成29年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,791百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,271
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,156
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,082
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	860
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	578
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	440
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	220
明 治 安 田 生 命 相 互 会 社	100

- (注) 1.当社は運転資金の効率的な調達を行うために、株式会社横浜銀行を主幹事とする取引銀行計5行との間で、シンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しており、その借入極度額は13,910百万円です。また、この契約に基づく借入実行残高は780百万円です。
- 2.当社は新社屋建設のために、株式会社横浜銀行を主幹事とする取引金融機関計9社との間で、シンジケート方式によるタームローン契約を締結しております。また、この契約に基づく借入実行残高は6,720百万円です。

(11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(12) 他の会社 (外国会社を含む) の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) 他の会社 (外国会社を含む) の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(14) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式の状況（平成29年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 257,145,168株

(注) 平成29年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、発行可能株式総数は120,645,168株増加しております。

(2) 発行済株式総数 64,286,292株

(注) 平成29年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式総数は32,143,146株増加しております。

(3) 株主数 5,692名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	32,571百株	5.43%
株 式 会 社 横 浜 銀 行	29,924	4.99
B B H F O R M A T T H E W S A S I A D I V I D E N D F U N D	26,284	4.38
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	25,400	4.23
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	25,337	4.22
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	25,000	4.17
三 菱 鉛 筆 取 引 先 持 株 会	23,981	4.00
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	23,440	3.91
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	19,030	3.17
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	19,030	3.17

(注) 上記のほか、当社は自己株式を43,717百株保有しております。また、上記「持株比率」は、自己株式を控除して算出しております。

(5) その他会社の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

4. 会社の役員状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成29年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	数 原 英 一 郎	山形三菱鉛筆精工株式会社 代表取締役社長 MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役 エーザイ株式会社 社外取締役
取締役副社長	数 原 徹 郎	ユニ工業株式会社 代表取締役社長
専務取締役	都 丸 淳	管理統括兼コンプライアンス担当
常務取締役	横 石 浩	海外営業部長
常務取締役	永 澤 宣 之	人事担当兼経営企画担当兼システム担当
常務取締役	数 原 滋 彦	筆記具事業担当兼新規事業担当兼商品開発担当 兼全社品質担当
取締役	深 井 明	生産担当兼横浜事業所長
取締役	切 田 和 久	技術担当兼工業所有権担当兼化粧品事業担当
取締役	鈴 木 等	横浜研究開発センター所長
取締役	長 谷 川 直 人	財務担当兼法務担当
取締役	山 村 伸 夫	国内営業部長
社外取締役	吉 村 俊 秀	
社外取締役	妹 尾 堅 一 郎	特定非営利活動法人産学連携推進機構 理事長 帝人株式会社 独立社外取締役 一橋大学大学院商学研究科 (MBA) 客員教授 一般社団法人日本知財学会 理事
常勤監査役	中 村 文 俊	
常勤監査役	櫻 井 清 和	
社外監査役	青 井 俊 夫	一般社団法人横浜銀行協会 専務理事
社外監査役	青 山 藤 詞 郎	学校法人慶應義塾 常任理事 公益社団法人精密工学会 会長 DMG森精機株式会社 社外取締役
社外監査役	梶 川 融	太陽有限責任監査法人 代表社員会長 キッコーマン株式会社 社外監査役 株式会社柿安本店 社外監査役

(注) 1. 当事業年度中の会社における取締役及び監査役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動後	異動前	異動年月日
都丸 淳	専務取締役 管理統括兼コンプライアンス担当	常務取締役 人事・総務担当兼コンプライアンス担当兼年金担当	平成29年3月30日
横石 浩	常務取締役 海外営業部長	取締役 海外営業部長	平成29年3月30日
永澤 宣之	常務取締役 人事担当兼経営企画担当兼システム担当	取締役 経営企画担当兼システム担当	平成29年3月30日
数原 滋彦	常務取締役 筆記具事業担当兼新規事業担当兼商品開発担当兼全社品質担当	取締役 商品開発担当兼新規事業担当	平成29年3月30日
長谷川直人	取締役 財務担当兼法務担当	取締役 経理部長兼法務担当	平成29年3月30日

2. 当社は、社外取締役である吉村俊秀氏及び妹尾堅一郎氏並びに社外監査役である青井俊夫氏、青山藤詞郎氏及び梶川融氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外監査役青井俊夫氏は、金融機関における取締役としての豊富な経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外監査役梶川融氏は、公認会計士としての豊富な経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中に辞任又は解任により退任した取締役及び監査役

監査役稲崎一郎氏は、平成29年3月30日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	15名	418百万円
監 査 役	6名	58百万円
合 計 (うち社外役員)	21名 (7名)	476百万円 (37百万円)

- (注) 1.上記には、平成29年3月30日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)及び監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
- 2.役員報酬限度額は、平成23年3月30日開催の第136回定時株主総会において、一事業年度当たりの金銭報酬に関する支給限度額を、取締役の報酬等の額として500百万円以内(うち社外取締役分20百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)、監査役の報酬等の額として70百万円以内と決議いただいております。
- 3.上記表中の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 4.上記表中の報酬等の額には、当事業年度の職務執行に係る役員退職慰労引当金の繰入額16百万円(取締役13名に対する金額16百万円、うち社外取締役2名に対する金額0百万円)が含まれております。
- 5.平成29年3月30日開催の第142回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役2名に対し86百万円(うち社外取締役1名分15百万円)を取締役退職慰労金として支払いました。なお、この退職慰労金の額には、上記表中の報酬等の額及び過年度の事業報告において役員報酬等の額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額63百万円(うち社外取締役1名分8百万円)が含まれております。
- 6.当社は、平成29年3月30日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止しております。また、同総会において、同総会終結後に引き続き在任する取締役に対しては、取締役の退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役妹尾堅一郎氏は、平成29年12月31日現在、特定非営利活動法人産学連携推進機構の理事長、帝人株式会社の独立社外取締役、一橋大学大学院商学研究科(MBA)の客員教授及び一般社団法人日本知財学会の理事を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特段の関係はありません。

社外監査役青井俊夫氏は、平成29年12月31日現在、一般社団法人横浜銀行協会の専務理事を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特段の関係はありません。

社外監査役青山藤詞郎氏は、平成29年12月31日現在、学校法人慶應義塾の常任理事、公益社団法人精密工学会の会長及びDMG森精機株式会社の社外取締役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特段の関係はありません。

社外監査役梶川融氏は、平成29年12月31日現在、太陽有限責任監査法人の代表社員会長、キッコーマン株式会社の社外監査役及び株式会社柿安本店の社外監査役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特段の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況	発言状況
社外取締役 吉村俊秀	取締役会 13回/13回中	企業経営者としての豊富な経験、見識に基づき、当社経営陣から独立した立場で、適正な意思決定手続きや危機管理のための助言など、ガバナンス体制の強化に資する積極的な発言を行っております。
社外取締役 妹尾堅一郎	取締役会 10回/10回中	技術とビジネスというそれぞれの分野を結びつける実践的な研究における知識と、多様な役位の経験に基づき、適正な意思決定手続きの確保のための提言を始め、客観的かつ多角的な視点から、ガバナンス体制の強化に資する発言を行っております。
社外監査役 青井俊夫	取締役会 13回/13回中 監査役会 12回/12回中	金融機関での企業経営者としての豊富な経験や、財務及び会計に関する知見に基づく幅広い見識を、当社における監査に反映し、適法性を確保するための適切な助言・提言を行っております。
社外監査役 青山藤詞郎	取締役会 8回/10回中 監査役会 8回/10回中	機械工学・生産工学の専門家として培った豊富な経験や知識に基づき、当社が属する業界にとらわれない視点からの意見や、適法性の確保に資する有益な助言・提言を多く行っております。
社外監査役 梶川融	取締役会 9回/10回中 監査役会 9回/10回中	公認会計士としての財務及び会計分野における専門的な知識と、多様な役位の経験に基づく幅広い知見を当社の監査に反映し、適法性を確保するための積極的な助言・提言を行っております。

(注) 1.妹尾堅一郎氏、青山藤詞郎氏及び梶川融氏については、平成29年3月30日の就任後に開催された取締役会及び監査役会への出席状況を記載しております。

2.上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、また実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し検討を行った上で、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。
- 3.当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人とは別の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が当社の監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の適正を確保するための体制の基本方針として、取締役会において以下のとおり決議しております。

なお、平成29年11月22日開催の取締役会決議により内容を一部改定しております。主な改定の内容は、当社グループの現状に即した見直しを行うとともに、具体的かつ明確な表現へ変更したものであり、以下には改定後の内容を記載しております。

① 当社グループの業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、法令、定款及び取締役会規則に従って意思決定を行う。また、取締役会では、代表取締役及びその他の取締役が業務執行の状況を報告し、業務執行の妥当性を相互に監督する。

ロ. 取締役会が独自に定める独立性基準を満たす社外取締役が、取締役会への出席その他の機会により、取締役会における意思決定及び業務執行等に対する監督を行う。これにより、経営監視機能の強化及び意思決定の透明性の確保に努める。

ハ. 当社は各子会社を担当する取締役を選定するとともに、最低1名の取締役又は監査役が子会社の取締役又は監査役を兼務する。子会社の取締役に選任された取締役は、子会社の職務執行を監視、監督する。子会社の監査役に選任された取締役又は監査役は、子会社の職務執行状況を監査する。これにより、当社グループ全体の業務の適正を確保する。

ニ. 監査役は、取締役の業務執行の監査に加え、子会社取締役又は子会社監査役を通じて子会社の業務執行に関する情報を収集し、必要に応じて監査役会で情報共有する。これにより当社グループとして連携の取れた監査を行う。

② 当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、当社グループの取締役、監査役、従業員が法令、定款のみならず社会規範や企業倫理を遵守すること（以下、「コンプライアンス」という。）を確保するために「コンプライアンス基本規程」を定める。また、具体的な活動指針として「三菱鉛筆グループ企業行動憲章」を制定し、その周知徹底を図る。

- ロ. 取締役会は、コンプライアンス体制の統括責任者としてコンプライアンス担当取締役を選定する。コンプライアンス担当取締役は、コンプライアンス体制の充実に有効な施策の企画立案、実行を担当する。
 - ハ. 取締役会は、ヘルプライン制度運用規程を定め、当社グループ全体を対象とするヘルプライン制度を整備、運用する。ヘルプライン制度の運用事務局内にヘルプライン窓口を設置するとともに、弁護士による社外窓口を設置し、当社グループの役員、従業員から業務遂行における相談、通報を受け付ける。ヘルプライン制度の運用状況は、定期的に取り締役に報告される。
 - 二. 監査役は、コンプライアンス担当取締役と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。また、内部監査部門は、当社グループのコンプライアンス、財務報告の適正性、資産保全等の観点で内部監査を行い、コンプライアンス担当取締役に評価結果を報告するとともに、監査役に対して定期的に内部監査の状況を報告する。また、内部監査の評価結果及び課題は、コンプライアンス担当取締役を通じて取締役会及び監査役会に適宜報告される。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程、その他の体制
- イ. 取締役会は、業務執行部門ごとに担当取締役を選定するとともに、組織規程、経理規程、その他事業運営における損失の危険を排除、予防するために必要な社内規則を定める。また、当社グループへの周知徹底を図るため、必要な研修、教育等を行う。
 - ロ. 各担当取締役は、業務執行部門の状況を適時に把握し、重要事項の報告義務に基づいて取締役会、経営会議等で報告を行う。取締役会は、各担当取締役の報告によって業務執行における損失の危険を把握し、これを適切に評価して損失の危険に対処する。
 - ハ. 取締役会は、損失の危険の要因が複数部門に亘る場合には、委員会を設置し、部門横断的に適切な損失予防策の立案、実行を命じる。委員会の委員は、関連各部門から任命する。
 - 二. 取締役会は、有事の際に迅速に対応するための情報伝達経路及び意思決定、対策の実施体制を定める。
 - ホ. コンプライアンス担当取締役は、子会社のコンプライアンスに関する規程の整備状況を把握し、当該子会社を担当する取締役と連携して、当該子会社への規程の整備、

運用状況について助言や改善指導を行う。

④ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、株主総会議事録、取締役会議事録、その他法定文書を適法に作成、保管する体制及び情報管理規程、文書規定等の社内規則を定め、法定文書に限らず重要な情報、文書の適切な管理体制を構築する。これらの体制及び規程に基づき各担当取締役は、業務執行によって作成、保管される重要な情報、文書を適切に管理し、取締役又は監査役がこれらの文書等を適時に閲覧できる状態を確保する。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、当社グループの中期3ヵ年経営計画、事業年度毎の全社方針等の経営目標を定め、適切に経営管理を行う。

ロ. 当社は、取締役会において定めた組織規程により権限及び責任を明確化し、効率的な組織管理を行う。

ハ. 当社は、取締役会に加えて経営会議を原則毎月1回開催し、業務執行上の報告、情報共有及び意思決定を効率的に行う。また、必要に応じて臨時の取締役会を開催し、迅速かつ適切な意思決定を行う。

ニ. 当社は、取締役、監査役、部長職以上の従業員が出席する部長会を毎月1回開催し、会社方針を伝達する。また、各部門からの業務報告によって状況を把握し、社内の課題認識を共有する。

⑥ 子会社の取締役及び従業員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ. 当社は、各子会社を担当する取締役を選定するとともに、最低1名の取締役又は監査役が子会社の取締役又は監査役を兼務する。

ロ. 子会社の責任者は、当社の担当取締役との間で事前協議を行ったうえで子会社の重要事項を決定する。当社の担当取締役は必要に応じて当社の取締役会等に諮ることにより、子会社の業務執行が当社グループ全体として効率的かつ適正に行われることを確保する。

ハ. 子会社の責任者は、当該子会社を担当する当社の取締役及び当社取締役を兼務する子会社取締役に対して、業務執行の状況を定期的に報告する。

- 二. 子会社の責任者は、担当取締役をはじめとする当社取締役が出席する決算報告会において、決算及び事業内容を報告する。
- ⑦ 監査役の職務を補助する使用人の設置並びに当該使用人の独立性及び監査役からの指示の実効性確保に関する事項
- イ. 当社は、監査役会の円滑な運営のために従業員による監査役会事務局を設置する。監査役は、これとは別にテーマに応じた能力を有する従業員を、監査役を補助すべき使用人として置くことを取締役会に対して求めることができる。当該従業員が所属する部門の担当取締役は、監査役会と協議の上で監査役を補助する使用人を任命する。
- ロ. 監査役を補助する使用人を配置する場合、当該従業員の任命、異動等人事に関する事項の決定にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保する。また、監査役と取締役の協議により当該従業員の指揮命令系統を定め、監査役の指示の実効性を確保する。
- ⑧ 当社グループの取締役及び従業員から監査役への報告に関する体制並びに監査役への報告を行ったものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役、監査役、従業員は、法定の事項に加え、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす事項等を、監査役に速やかに報告する。また、監査役は必要に応じていつでも、取締役、監査役、従業員に対して報告を求めることができる。
- ロ. コンプライアンス担当取締役は、内部監査部門による内部監査の状況及びヘルプライン制度の運用状況を、定期的に監査役に報告する。
- ハ. 当社グループは、報告を行った取締役、監査役、従業員に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役の監査、調査等の職務に必要な費用を負担する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役会は、監査の着眼点、業務の適否の判断基準等を監査基準として定め、監査の品質及び実効性を確保する。

- . 監査役は、取締役会に加えて、経営会議、部長会、その他業務執行の報告会に出席し、適時適切に情報を把握する。
- ハ. 監査役は、代表取締役と適宜意見の交換等を行う。また、必要があれば弁護士、公認会計士等の専門家から意見、助言を受けることができる。
- ニ. 監査役は、内部監査部門から定期的に報告を受け、内部監査の状況を把握する。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備の状況
 - イ. 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体との対決を貫徹する。
 - . 当社グループは、各事業所を管轄する警察の指導を受け、情報連携を図ることによって、次の事項を取締役・監査役・従業員に対して徹底する。
 - 1. 総会屋及び暴力団等による一切の金品等の要求には応じない。
 - 2. 株主の権利の行使に関し、反社会的勢力はもとより何人に対しても財産上の利益を供与しない。
 - 3. 警察当局との緊密な連携のもと、当社グループから総会屋及び暴力団等の特殊暴力を排除する。
 - ハ. 必要に応じて取締役又は従業員が研修会に参加し、悪質な特殊暴力に備える。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

① 当社グループのコンプライアンス体制の運用状況

当社グループは、社内研修等を通じて、三菱鉛筆グループ企業行動憲章の周知、浸透に努めております。また、コンプライアンス体制が継続的に運用される基礎づくりとして、コンプライアンス教育を実施しております。

当社グループにおけるコンプライアンス上の課題は、職制を通じてコンプライアンス担当取締役へ報告がなされております。加えて、ヘルプライン窓口では、従業員等から相談や通報を受け付けており、当該相談や通報は、必要に応じてヘルプライン事務局からコンプライアンス担当取締役に直接報告されております。当事業年度においてコンプライアンス担当取締役に報告された事案の中に、重大なコンプライアンス違反の事案はありませんでした。

② 当社グループのリスク管理体制の運用状況

当社グループは、損失の発生可能性、発生時の重大性に応じて、損失の予防・抑制を担当する品質保証、内部監査等の部門を設置しております。また、情報管理、環境負荷低減、製品品質と安全の確保等、部門横断的な課題を解決するために、委員会・プロジェクトを編成し、課題解決に取り組んでおります。各部門や委員会の活動状況は毎月開催される取締役会及び経営会議並びに適時に開催されるその他重要な会議において報告され、取締役及び監査役は、当該報告に基づいて適切に対応しております。

③ 取締役の職務執行の概要

取締役会では、取締役が業務の執行状況を報告し、情報共有及び意見交換を行っております。また、意思決定にあたっては、法令、定款及び取締役会規則に従い、適正に決議しております。

社外取締役、社外監査役を含む監査役は取締役会に加え、経営会議に出席し、適宜意見を述べるとともに適切に監督、監査を行っております。

④ 子会社の経営管理の概要

子会社の責任者は、担当取締役との重要な意思決定の事前協議を行うことに加え、担当取締役並びに子会社役員を兼務する取締役及び監査役に対する事業、財務、労務等の報告を毎月1回以上行っております。また、子会社決算報告会において、当社取締役及び監査役に対し、決算内容並びに事業活動の成果及び結果を報告しております。

これらの報告に基づいて、取締役は子会社の事業活動を把握し、適切な指示、監督を行っております。

⑤ 監査役の職務執行の概要

監査役は、監査役会において決議した監査方針及び監査計画に従って、重要な会議への出席、各種資料の閲覧、子会社責任者を含む部門責任者からのヒアリング、内部監査部門との報告と連携、各事業所や子会社への往査等により、当社グループのコンプライアンス、リスク管理、効率的な業務執行等に関する情報を把握し、当社グループの業務執行の状況を監査、あるいは子会社監査役による監査状況の確認を行っております。

これら監査役の活動によって把握した情報は、原則毎月開催される監査役会で報告され、監査役間で共有するとともに、意見交換を行っております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。そして、当社の企業価値の向上は、お客様が求める最高品質の筆記具を市場に提供するとともに、筆記具事業で培った技術を応用して新規事業を開拓し、その双方を結びつけ一体的な経営を行うことによって実現されるものであると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けがなされた場合、それが当社の企業価値並びに株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が株主に対して代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付けの対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、上記の当社の企業価値の源泉を理解した上で、かかる企業価値の源泉を中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施しております。

イ. 中期3ヵ年経営計画策定

当社は、平成28年1月より平成30年までの「創業130年からの再スタート」を基本方針とする中期3ヵ年経営計画に取り組んでおります。その重点方針として「筆記具事業の競争力の強化」、「将来への種まき」、「経営資源の強化」の3つを掲げ、企業価値向上に取り組んでおります。

当社は、当社の企業価値をこれからも継続的に向上させていくためには、「最高の品質こそ最大のサービス」という社是の具現化に努め、品質向上、技術革新を怠らないことが必須であると考えます。そうした継続的な努力や投資を可能にする収益基盤構築の第一歩として、まずは中期3ヵ年経営計画に基づき競争力の再強化を実現することが、当社の企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益に資するものであると考えております。

ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の株主に対する責任を明確化するためにその任期を1年とし、社外取締役を2名選任することにより独立した第三者の立場から経営に対する監督強化を図っております。また、監査役につきましては、社外監査役3名を含む5名により監査役会を構成し、取締役の職務執行の監査を行っております。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成28年3月30日開催の第141回定時株主総会において、従前の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部を改定した上で、改めて導入することを株主の皆様にご承認いただきました（以下、改定後の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）。

本プランは、本プランの適用対象となる買付け等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保するとともに、買収者との交渉

の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の方法により対抗措置を実施いたします。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施、不実施又は中止等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

なお、本プランの有効期間は、第141回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

本プランの詳細については、当社のウェブサイトをご参照ください。

(<https://www.mpuni.co.jp/ir/pdf/20160216143913.pdf>)

④ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期3ヵ年経営計画をはじめとする企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、同じく基本方針に沿うものです。また、本プランは経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していること、本プランは、第141回定時株主総会において株主の皆様の承認を得た上で更新されたものであること、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会による勧告を経ることが必要とされていること、本プランの内容として発動に関する合理的かつ客観的な要件が設定されていること、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、さらに、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元として、安定的な収益を基盤とした安定配当を継続することを利益配分の基本方針としております。また内部留保金につきましては、収益力及び競争力の強化並びに新市場・新規事業への取り組みを目的として、研究開発、設備投資、販売体制の強化に充ててゆく所存であります。従いまして、株主の皆様に対する配当につきましては、再投資のための資金確保と安定的な配当継続を念頭におきながら、財務状態、経営成績、配当性向等を総合的に勘案することとしております。

剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を原則としており、当事業年度の期末配当金につきましては、後記の株主総会参考書類41ページに記載しております第1号議案にご提案のとおり、1株当たり14円とさせていただきたいと存じます。本議案が原案どおり承認可決されますと、当事業年度における1株当たりの配当金は、中間配当金11円とあわせて25円となり、前事業年度から5円の増配となります^(注)。また、当事業年度における当社の配当性向は22.3%となります。

なお、自己株式の取得につきましても、財務状態や株価の推移等も勘案しつつ、利益還元策のひとつとして適切に判断してまいります。

(注) 当社は平成29年7月1日を効力発生日として1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。上記配当金額は、株式分割後の基準にて換算した金額であります。なお、株式分割前基準にて換算した場合、1株当たりの配当金は、中間配当金22円、期末配当金28円となり、合計で50円（前事業年度から10円の増配）となります。

7. その他会社の現況に関する重要な事項

製品別売上高

当社の製品別売上高とその構成比は次のとおりであります。

製品別	売上高	構成比	主要製品名
	百万円	%	
鉛筆	3,553	6.7	鉛筆、色鉛筆
シャープ	6,838	13.1	シャープ、シャープ替芯
ボールペン	27,536	52.6	ゲルインクボールペン、水性ボールペン、油性ボールペン
サインペン	8,628	16.5	水性サインペン、油性マーカー、筆ペン
筆記具計	46,556	88.9	
OA用品	401	0.8	OA用品、ファイル
机上用品	804	1.5	事務用品、学用品
その他	4,596	8.8	化粧品、カーボン製品、印章
非筆記具計	5,802	11.1	
合計	52,358	100.0	

(注) 本事業報告における金額は、表示単位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(百万円)	(負債の部)	(百万円)
流 動 資 産	83,836	流 動 負 債	18,585
現金及び預金	47,265	支払手形及び買掛金	8,712
受取手形及び売掛金	19,292	短期借入金	1,637
たな卸資産	15,250	未払法人税等	2,136
繰延税金資産	1,109	賞与引当金	537
その他	1,499	返品引当金	43
貸倒引当金	△579	未払金	2,832
固 定 資 産	38,359	その他	2,684
有形固定資産	18,894	固 定 負 債	13,910
建物及び構築物	4,845	長期借入金	6,183
機械装置及び運搬具	4,101	繰延税金負債	2,877
土地	4,030	退職給付に係る負債	3,731
建設仮勘定	5,464	役員退職慰労引当金	87
その他	451	環境対策引当金	14
無形固定資産	826	その他	1,014
投資その他の資産	18,639	負 債 合 計	32,495
投資有価証券	16,691	(純資産の部)	
繰延税金資産	217	株 主 資 本	79,085
退職給付に係る資産	550	資本金	4,497
その他	1,178	資本剰余金	3,721
貸倒引当金	△0	利益剰余金	74,813
資 産 合 計	122,195	自己株式	△3,946
		その他の包括利益累計額	9,222
		その他有価証券評価差額金	7,681
		繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	1,513
		退職給付に係る調整累計額	26
		非支配株主持分	1,392
		純 資 産 合 計	89,700
		負 債 純 資 産 合 計	122,195

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

科	目	金	額
			(百万円)
売	上		67,247
売	上		32,330
販	費		23,067
営	業		11,849
受	取	29	
受	取	280	
受	取	83	
受	取	24	
為	替	139	
そ	の	89	
営	業	70	718
支	払	19	
シ	上	141	
ン	の	53	
ジ	割	44	259
ケ	の		
ー	利		12,308
ト	益		
ロ	益	29	
ン	益	0	30
手	損	98	
数	失	117	215
			12,123
		3,556	
		△43	3,512
			8,611
			264
			8,346

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成29年 1月 1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,497	3,675	67,698	△3,938	71,934
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,232		△1,232
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,346		8,346
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		0		0	0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		33		△5	28
連結子会社株式の取得による 持分の増減		11			11
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	45	7,114	△8	7,151
当 期 末 残 高	4,497	3,721	74,813	△3,946	79,085

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算調整	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	5,573	△36	1,214	△434	6,317	1,485	79,737
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,232
親会社株主に帰属する 当期純利益							8,346
自己株式の取得							△3
自己株式の処分							0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							28
連結子会社株式の取得による 持分の増減							11
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	2,108	36	298	461	2,905	△93	2,811
当 期 変 動 額 合 計	2,108	36	298	461	2,905	△93	9,962
当 期 末 残 高	7,681	0	1,513	26	9,222	1,392	89,700

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(百万円)	(負債の部)	(百万円)
流動資産	58,368	流動負債	15,701
現金及び預金	31,188	支払手形	946
受取手形	818	買掛金	7,545
売掛金	14,509	短期借入金	1,320
たな卸資産	8,331	未払金	2,270
繰延税金資産	537	未払費用	1,055
未収入金	2,225	未払法人税等	1,648
短期貸付金	0	賞与引当金	311
未収消費税等	666	返品引当金	43
その他の	152	その他の	561
貸倒引当金	△61	固定負債	12,418
固定資産	37,916	長期借入金	6,179
有形固定資産	16,067	繰延税金負債	2,314
建物	4,172	退職給付引当金	3,042
構築物	82	環境対策引当金	14
機械及び装置	2,429	その他の	866
車両運搬具	1	負債合計	28,120
工具、器具及び備品	403	(純資産の部)	
土地	3,604	株主資本	60,491
建設仮勘定	5,373	資本金	4,497
無形固定資産	116	資本剰余金	3,582
ソフトウェア	72	資本準備金	3,582
その他の	44	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	21,732	利益剰余金	55,646
投資有価証券	16,648	利益準備金	824
関係会社株式	4,434	その他利益剰余金	54,822
長期貸付金	0	固定資産圧縮積立金	480
長期前払費用	44	別途積立金	38,585
その他の	607	繰越利益剰余金	15,756
貸倒引当金	△1	自己株式	△3,234
		評価・換算差額等	7,673
		その他有価証券評価差額金	7,672
		繰延ヘッジ損益	0
資産合計	96,285	純資産合計	68,164
		負債純資産合計	96,285

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

科 目	金 額
	(百万円)
売上高	52,358
売上原価	30,705
売上総利益	21,653
販売費及び一般管理費	14,083
営業利益	7,569
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,260
為替差益	97
その他	479
営業外費用	
支払利息	12
シンジケートローン手数料	141
その他	16
経常利益	9,235
特別利益	
固定資産売却益	22
投資有価証券売却益	0
特別損失	
固定資産除売却損	84
工場再編損失	117
税引前当期純利益	9,057
法人税、住民税及び事業税	2,423
法人税等調整額	△79
当期純利益	6,713

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	4,497	3,582	0	3,582	824	480	36,585	12,331	50,221	△3,231	55,070
当 期 変 動 額											
別途積立金の積立							2,000	△2,000	-		-
剰余金の配当								△1,288	△1,288		△1,288
当期純利益								6,713	6,713		6,713
自己株式の取得										△3	△3
自己株式の処分			0	0						0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	0	0	-	-	2,000	3,424	5,424	△3	5,421
当 期 末 残 高	4,497	3,582	0	3,582	824	480	38,585	15,756	55,646	△3,234	60,491

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	5,567	△36	5,531	60,601
当 期 変 動 額				
別途積立金の積立				-
剰余金の配当				△1,288
当期純利益				6,713
自己株式の取得				△3
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,105	36	2,141	2,141
当期変動額合計	2,105	36	2,141	7,563
当 期 末 残 高	7,672	0	7,673	68,164

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月7日

三菱鉛筆株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池田 敬二 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 開内 啓行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱鉛筆株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱鉛筆株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月7日

三菱鉛筆株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池田 敬二 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 開内 啓行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱鉛筆株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第143期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月8日

三菱鉛筆株式会社 監査役会

常勤監査役 中 村 文 俊 ㊟

常勤監査役 櫻 井 清 和 ㊟

社外監査役 青 井 俊 夫 ㊟

社外監査役 青 山 藤 詞 郎 ㊟

社外監査役 梶 川 融 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

1. 期末配当に関する事項

第143期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき14円

なお、この場合の配当総額は、838,803,742円となります。

(注) 当社は、平成29年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。当事業年度の1株当たりの配当金は、株式分割後基準に換算すると、すでに実施しております中間配当金11円とあわせまして25円となり、前事業年度から5円の増額となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月30日

2. その他の剰余金処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るために、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（13名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、意思決定及び業務の迅速化・効率化を図るため1名減員し、取締役12名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
1	数 原 英 一 郎 (昭和23年7月19日生) 再 任	昭和49年8月 当社入社 昭和55年3月 当社取締役 昭和57年3月 当社常務取締役 昭和60年3月 当社取締役副社長 昭和62年3月 当社代表取締役社長（現任） 平成27年6月 エーザイ株式会社社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] 山形三菱鉛筆精工株式会社 代表取締役社長 MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役 エーザイ株式会社 社外取締役	274,650株
[取締役候補者とした理由] 昭和62年に当社代表取締役社長に就任して以来、社業を牽引し、その豊富な経験と幅広い知識、見識を活かし、全役職員に対して強いリーダーシップを発揮しており、また当社の重要事項の決定及び業務執行の監督において重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	数 原 徹 郎 (昭和26年11月9日生) 再 任	平成3年3月 当社入社 平成3年4月 当社生産担当常務付部長 平成4年4月 当社営業担当付部長 平成5年3月 当社取締役商品企画担当 平成7年3月 当社常務取締役商品企画担当 平成7年4月 当社常務取締役営業本部長 平成10年4月 当社常務取締役環境推進担当 平成12年4月 当社常務取締役国内事業担当兼環境推進担当 平成15年4月 当社常務取締役財務担当兼海外事業担当兼広報担当兼関係会社担当 平成17年3月 当社常務取締役財務担当兼商品開発担当兼広報担当兼関係会社担当 平成20年1月 当社専務取締役 平成24年3月 当社取締役副社長（現任） [重要な兼職の状況] ユニ工業株式会社 代表取締役社長	129,112株
[取締役候補者とした理由] 平成5年に当社取締役に就任し、生産、商品企画及び営業等の当社の主要な部門における幅広い経験と知識を有しており、またその優れた経営能力から取締役に会における意思決定と業務執行の監督を担うにふさわしい人物であるため、引き続き取締役候補者といたしました。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	横石 浩 (昭和34年4月17日生) 再任	昭和60年10月 当社入社 平成10年4月 当社海外事業部長 平成13年3月 当社取締役海外事業部長 平成17年4月 当社取締役海外営業部長 平成29年3月 当社常務取締役海外営業部長(現任)	11,800株
[取締役候補者とした理由] 海外営業部における豊富なマネジメント経験から、海外営業部を長らく牽引し、新規の販路開拓に尽力してまいりました。更なる海外事業の強化を目指すうえでは、その幅広い見識が不可欠であるとともに、当社の取締役会の意思決定に重要な役割を果たしているため、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	永澤 宣之 (昭和32年4月3日生) 再任	昭和55年4月 当社入社 平成13年4月 当社海外事業部付部長 平成15年4月 当社経理部長 平成18年3月 当社取締役経理部長 平成20年1月 当社取締役財務・法務・システム担当 平成22年4月 当社取締役財務・法務・システム担当兼内部統制担当 平成28年3月 当社取締役経営企画担当兼システム担当 平成29年3月 当社常務取締役人事担当兼経営企画担当兼システム担当(現任)	19,900株
[取締役候補者とした理由] 経理、財務、法務、システム、経営企画などの管理部門全般の経験に加え、海外営業部門における経験をも有しており、その豊富な知識と経験、また視野の広さから、当社の経営における重要な意思決定及び業務執行の監督を担える人物であることから、引き続き取締役候補者いたしました。			
5	数原 滋彦 (昭和54年2月11日生) 再任	平成17年4月 当社入社 平成22年4月 当社群馬工場長 平成24年4月 当社営業企画部長 平成25年3月 当社取締役経営企画担当 平成27年11月 当社取締役経営企画担当兼海外営業企画部長 平成28年3月 当社取締役商品開発担当兼新規事業担当 平成29年3月 当社常務取締役筆記具事業担当兼新規事業担当兼商品開発担当兼全社品質担当(現任)	46,440株
[取締役候補者とした理由] 群馬工場長、国内外の営業企画部長、経営企画担当、商品開発担当、新規事業担当等を歴任し、多様な経験と知見に加え、優れた経営執行能力とリーダーシップを有しており、当社の取締役会における重要な意思決定と業務執行の監督に重要な役割を担う人物であることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
6	ふか 深井 明 (昭和34年1月3日生) 再任	昭和56年4月 当社入社 平成17年4月 当社生産技術部長 平成20年4月 当社生産統括部長兼横浜事業所長 平成21年3月 当社取締役生産統括部長兼横浜事業所長 平成22年4月 当社取締役生産統括部長 平成23年3月 当社取締役生産担当 平成24年1月 当社取締役生産担当兼横浜事業所長(現任)	6,800株
	[取締役候補者とした理由] 生産部門における幅広い知識と経験を有しており、また優れたコミュニケーション能力により生産現場を統率し、当社の経営の意思決定において重要な役割を担う人物であることから、引き続き取締役候補者といいたしました。		
7	きり 切田 和久 (昭和33年11月13日生) 再任	昭和56年4月 当社入社 平成15年4月 当社商品開発部長 平成19年4月 当社群馬研究開発センター所長 平成23年4月 当社商品開発部長 平成24年3月 当社取締役商品開発部長 平成28年3月 当社取締役技術担当兼工業所有権担当兼化粧品事業担当(現任)	5,800株
	[取締役候補者とした理由] 商品開発と研究開発の立場の異なる2つの部門から商品開発に深く携わり、よりよい商品づくりに尽力し、豊富な知識と経験を有しております。それらの知見を当社の取締役会に反映しており、重要な意思決定を担える人物であることから、引き続き取締役候補者といいたしました。		
8	すず 鈴木 等 (昭和33年6月7日生) 再任	昭和58年4月 当社入社 平成17年4月 当社横浜研究開発センター所長 平成25年3月 当社取締役横浜研究開発センター所長(現任)	9,200株
	[取締役候補者とした理由] 研究開発における豊富な知識とマネジメント経験に基づき、研究開発部門を取りまとめ、画期的な技術開発に尽力するとともに、お客様のニーズを踏まえた商品の開発に取り組んでまいりました。これらの経験と知見から、当社の意思決定において重要な役割を担う人物であることから、引き続き取締役候補者といいたしました。		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
9	はせがわ なお と 長谷川 直人 (昭和35年9月29日生) 再任	昭和59年4月 当社入社 平成20年4月 当社経理部長 平成28年3月 当社取締役経理部長兼法務担当 平成29年3月 当社取締役財務担当兼法務担当(現任)	9,400株
	[取締役候補者とした理由] 財務、会計、法務に関する豊富な知識と経験を有しており、資本政策の検討やガバナンス体制強化への取組みなど、当社の経営における重要な意思決定と業務執行の監督に重要な役割を担う人物であることから、引き続き取締役候補者となりました。		
10	やま むら のぶ お 山村 伸夫 (昭和37年8月24日生) 再任	昭和60年4月 当社入社 平成19年4月 当社商品開発部長 平成23年7月 MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役社長 平成25年7月 三菱鉛筆東京販売株式会社常務取締役 平成27年4月 当社営業企画部長 平成29年3月 当社取締役国内営業部長(現任)	4,600株
	[取締役候補者とした理由] 商品開発、国内営業、国内外の主要な子会社で重要な役職を務め、ものづくりと販売の双方の現場におけるマネジメント経験を有しており、その横断的な知識と経験を更なる市場開拓に活かすとともに、当社の重要な意思決定を担う人物であることから、引き続き取締役候補者となりました。		
11	よし むら とし ひで 吉村 俊秀 (昭和24年2月12日生) 再任 社外 独立役員	昭和46年4月 三菱地所株式会社入社 平成14年6月 同社取締役横浜支店長 平成15年6月 同社執行役員横浜支店長 平成17年6月 同社執行役員 平成17年6月 株式会社アクアシティ取締役社長 平成18年6月 チェルシージャパン株式会社代表取締役社長 平成21年4月 三菱地所株式会社顧問 平成24年6月 公益財団法人ハイライフ研究所評議員(現任) 平成27年3月 当社社外取締役(現任)	—
	[社外取締役候補者とした理由] 企業経営者としての豊富な経験、見識に基づき、当社経営陣から独立した立場で、適正な意思決定手続きの確保や危機管理などのガバナンス体制の強化に資する多くの助言・提言を行っております。このことから、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年間となります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
12	妹尾 堅一郎 (昭和29年1月1日生) 再任 社外 独立役員	昭和51年4月 富士写真フイルム株式会社(現富士フイルム株式会社)入社 平成11年12月 株式会社慶應学術事業会代表取締役副社長 平成13年4月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授 平成16年4月 特定非営利活動法人産学連携推進機構理事長(現任) 平成24年6月 帝人株式会社独立社外取締役(現任) 同社アドバイザー・ボードメンバー(現任) 平成29年3月 当社社外取締役(現任) [重要な兼職の状況] 特定非営利活動法人産学連携推進機構 理事長 帝人株式会社 独立社外取締役 一橋大学大学院商学研究科(MBA) 客員教授 一般社団法人日本知財学会 理事	-
[社外取締役候補者とした理由] 技術とビジネスというそれぞれの分野を結びつける実践的な研究における知識と、多様な経験に基づき、客観的かつ多角的な視点から、ガバナンス体制の強化に資する発言を積極的に行っております。このことから、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年間となります。			

- (注) 1. 数原英一郎氏は山形三菱鉛筆精工株式会社の代表取締役社長を兼職しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引を行っており、また同社に対して不動産の賃貸をしております。
2. 数原英一郎氏はMITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD.の代表取締役を兼職しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引を行っております。
3. 数原英一郎氏はエーザイ株式会社の社外取締役を兼職しております。当社と同社との間に定常的な取引関係はありません。
4. 数原徹郎氏はユニ工業株式会社の代表取締役社長を兼職しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引を行っており、また同社から不動産の賃借をしております。
5. 1.から4.に記載した以外の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 吉村俊秀氏及び妹尾堅一郎氏は社外取締役候補者であります。
7. 当社は、吉村俊秀氏及び妹尾堅一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
8. 当社は、吉村俊秀氏及び妹尾堅一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、引き続き独立役員として指定する予定であります。
9. 社外取締役候補者である吉村俊秀氏及び妹尾堅一郎氏は、49ページに記載しております当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役中村文俊氏及び青井俊夫氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
1	と ま る じゆん 都 丸 淳 (昭和29年5月15日生) 新任	昭和53年4月 当社入社 平成13年4月 当社ビジネスサポートセンター長 平成15年4月 当社営業企画室長 平成21年7月 三菱鉛筆東京販売株式会社代表取締役社長 平成22年4月 当社理事 平成24年3月 当社取締役 平成25年7月 当社取締役人事・総務担当 平成26年3月 当社常務取締役人事・総務担当兼コンプライアンス担当兼年金担当 平成29年3月 当社専務取締役管理統括兼コンプライアンス担当(現任)	8,000株
<p>[監査役候補者とした理由]</p> <p>営業、人事、総務及びコンプライアンスを始めとする数多くの部門での豊富な経験及び知識を有していることに加え、当社及び子会社における経営経験から当社グループの事業に精通しており、当社グループ全体に対する監査体制の強化に重要な役割を担うことを期待し、監査役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
2	あお い とし お 青井俊夫 (昭和30年10月1日生) 再任 社外 独立役員	昭和53年4月 株式会社横浜銀行入行 平成21年6月 同行取締役常務執行役員融資部担当 平成22年4月 同行取締役常務執行役員本店営業部長兼本店 ブロック営業本部長本店ブロック担当 平成23年5月 同行取締役 平成23年6月 社団法人(現一般社団法人)横浜銀行協会専 務理事(現任) 平成26年3月 当社社外監査役(現任) [重要な兼職の状況] 一般社団法人横浜銀行協会 専務理事	-
[社外監査役候補者とした理由] 金融機関における企業経営者としての豊富な経験に加え、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの幅広い見識を当社における監査に反映し、適法性を確保するための適切な助言・提言を積極的に行っております。このことから、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年間となります。			

- (注) 1.各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2.青井俊夫氏は社外監査役候補者であります。
 3.当社は、社外監査役候補者である青井俊夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
 4.当社は、社外監査役候補者である青井俊夫氏について、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、引き続き独立役員として指定する予定であります。
 5.社外監査役候補者である青井俊夫氏は、49ページに記載しております当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

【ご参考】 社外役員の独立性についての考え方

当社は、適正なコーポレートガバナンスの確保のために、会社法上の要件に加え、独自に「社外役員の独立性基準」を策定し、この独立性基準に基づき、社外取締役候補者及び社外監査役候補者を選任しております。その内容は次のとおりであります。

[社外役員の独立性基準]

当社取締役会は、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有しているものと判断する。

1. 大株主

当社の大株主又はその業務執行者。なお、大株主とは「当社の直近の事業年度末における議決権10%以上を直接又は間接的に保有する者」をいう。

2. 主要な取引先

(1) 当社の主要取引先又はその業務執行者。なお、「当社の主要取引先」とは、下記のいずれかの者をいう。

- ・直近事業年度における、当該取引先から当社への支払額が当社の年間連結売上高の2%を超える者。
- ・当社の資金調達において不可欠であり、代替性がない程度に依存している者。

(2) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者。なお、「当社を主要な取引先とする者」とは下記の者をいう。

- ・直近事業年度における、当社から当該取引先への支払額が当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者。

3. 専門的サービス提供者

当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他財産的利益を得ている弁護士等の法律専門家、公認会計士及び税理士等の会計税務の専門家、コンサルタント、経営者、大学教授等の専門家。当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属する者。

4. 寄付・助成金

当社から年間1,000万円を超える寄付又は助成金を受けている者。当該寄付等を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体の業務執行者。

5. 上記1. から4. に過去3年間において該当していた者。

6. 当社又は当社の子会社の取締役、使用人の配偶者又は二親等内の親族。

*本基準において、「業務執行者」とは、取締役、執行役、使用人等名称の如何を問わず当該法人・組合等の団体において業務を行う者をいう。

第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額については、平成23年3月30日開催の第136回定時株主総会において、一事業年度当たりの金銭報酬に関する支給限度額を、取締役の報酬等の額として500百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）、監査役の報酬等の額として70百万円以内とご承認いただき、現在に至っておりますが、経済情勢や経営環境の変化及びその他諸般の事情を考慮し、一事業年度当たりの金銭報酬に関する支給限度額を、取締役の報酬等の額として600百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）、監査役の報酬等の額として100百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役は13名（うち社外取締役2名）、監査役は5名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役12名（うち社外取締役2名）、監査役は5名となります。

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for writing.

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

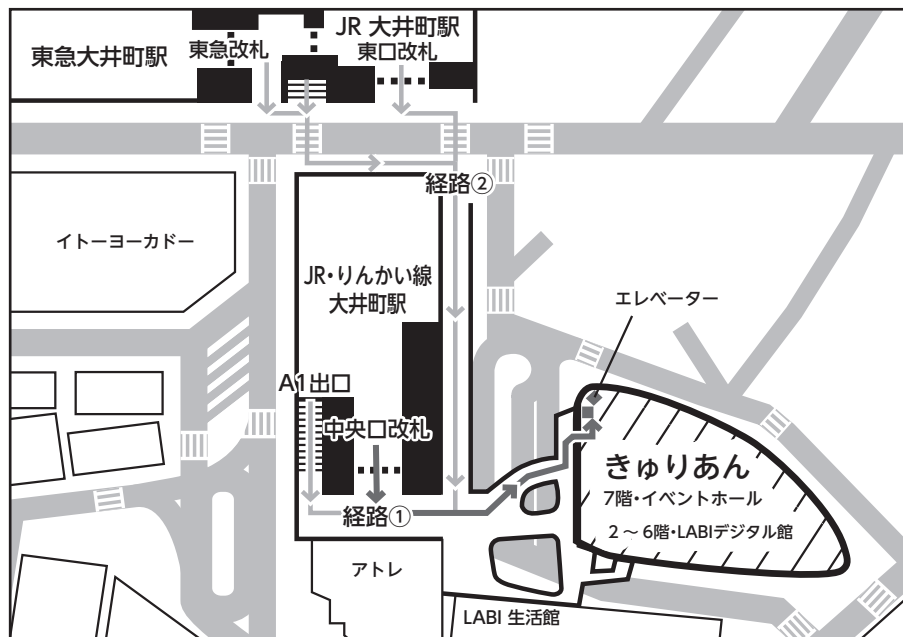
A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for writing.

株主総会会場ご案内略図

品川区立総合区民会館（きゅりあん）7階イベントホール

東京都品川区東大井五丁目18番1号

電話 03 (5479) 4100



交通 JR京浜東北線大井町駅中央口（アトレ側）、りんかい線大井町駅
A1 出口又は東急大井町線大井町駅から徒歩 2～3分
会場地下に駐車場（有料）がありますが、混雑が予想されます
ので、なるべく電車・バスをご利用願います。
（注）LABI（ヤマダ電機）デジタル館の上です。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。